

高等学校就学支援金の申請に用いるマイナンバーの取扱いについて

兵庫県教育委員会では、高等学校等就学支援金の認定にあたり、オンライン申請で個人番号を入力された場合、又は個人番号カード等の写しを提出された場合、個人番号を利用して税情報の確認等を行います。提出された個人番号は、以下のとおり取扱います。

- 就学支援金の支給事務では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」に掲げられた法定事務として、マイナンバーを利用します。取得したマイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給事務に利用します。
- 兵庫県教育委員会では、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保護するため、運用ルールを定めるとともに、職員研修等を行い、適切なセキュリティ確保体制をとっています。また、提出いただいたマイナンバーについては適切な保管・管理を徹底してまいります。

**マイナンバーによる申請にあたっては、
あらかじめ税の申告をお願いします**

無職無収入などの理由で税申告をされていない保護者の方については、マイナンバーによる税情報の取得・確認ができず、認定遅れ等の原因になりますので、なるべく早く、当年及び前年の1月1日に住民票登録をされていた市区町村の窓口で、税の申告手続き（収入がない旨の申告）を行ってください。

なお、控除対象配偶者の方については原則として申告不要ですが、主たる生計維持者の所得状況によって、判定に影響がある（年収 910 万円程度）場合は、配偶者の方の課税状況の確認が必要になる場合があります。

この場合は、主たる生計維持者の税情報確認後、迅速に配偶者の方の確認を行うため、課税（非課税）証明書の取得をお願いすることとなります。

税申告の手続きに関するお問い合わせは、各自治体の税担当課へお願いいたします。